

# 平成 20 年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入の特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案要綱

## 1 趣旨

この法律は、現下の厳しい経済情勢に対処するため、生活・経済緊急対策を確実かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、平成 20 年度の一般会計補正予算（第 2 号）における中小規模の事業者を支援するための措置、雇用機会の創出を図るための措置等に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定めるものとする。 （第 1 条関係）

## 2 財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

政府は、平成 20 年度の一般会計補正予算（第 2 号）により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律第 58 条第 3 項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、2 兆 1,185 億円を限り、一般会計に繰り入れることができるものとし、これに伴う所要の規定を設けるものとする。 （第 2 条関係）

## 3 生活・経済緊急対策の実施についての制限

平成 20 年度における生活・経済緊急対策の実施（平成 21 年度にわたって実施する場合を含む。）に当たっては、近時の国の厳しい財政状況を踏まえ、適切かつ効果的に国費を支出することが特に重要であることにかんがみ、平成 20 年 12 月 24 日の閣議において行うことが決定された定額給付金を給付する事業及びこれに類する地方公共団体がその住民一般に金銭（これに類するものを含む。）を一律に給付する事業に係る国の財政上の措置は、行わないものとする。 （第 3 条関係）

## 4 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）